(c)　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、(a)から(c)は同一の橋梁で施行した実績であること。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。なお、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(c)「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

②　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ｱ)から(ｳ)の要件を全て満たす橋梁下部工工事の施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

(ｱ)　ニューマチックケーソンの工事であること。

(ｲ)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚工事であること。

(ｳ)　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

なお、(ｱ)から(ｳ)は同一の橋梁で施行した経験であること。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。なお、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(ｳ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できることとし、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できることとし、構成員の何れか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は、上記③の要件についても満たしていること。

(7)　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12)　本工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

3　総合評価に関する事項

(1)　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

指定テーマ：本工事における橋台（ケーソン部除く）・橋脚（たて壁）コンクリートの品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項

(2)　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び施工方法等の技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(3)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(ｲ)　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3)　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、上記(1)②の指定テーマ毎に評価を行い加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は30点とする。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、入札価格で除して得た評価値をもって行う。

4　入札手続等

(1)　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第一係　電話022―225―2171㈹　内線2526

(2)　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。

交付期間は、公告の日から平成26年２月24日午後４時まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法により入手できない入札参加者は、上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

また、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び確認資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

(3)　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法　申請書及び確認資料は平成25年12月26日午後４時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

(4)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、平成26年２月24日午後４時。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得た場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、平成26年３月３日午前10時00分東北地方整備局入札室にて行う。

(5)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　期間　競争参加資格確認通知の日の翌日から入札締切の日の午後４時まで（利付国債の提供の場合は平成26年２月５日午後４時まで）。

②　場所　上記(1)に同じ。

③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。